

## 1割負担

## 短期入所利用料金

利用料金表【1日あたり】

要介護度	負担段階	サービス費 (加算含)	食費	滞在費	利用料金 (自己負担分)
要支援1	第1段階	601	300	820	1,721
	第2段階		600	820	2,021
	第3段階①		1,000	1,310	2,911
	第3段階②		1,300	1,310	3,211
	第4段階		1,445	3,100	5,146
要支援2	第3段階	740	300	820	1,860
	第4段階		600	820	2,160
	第4段階①		1,000	1,310	3,050
	第4段階②		1,300	1,310	3,350
	第5段階		1,445	3,100	5,285
要介護1	第5段階	813	300	820	1,933
	第6段階		600	820	2,233
	第5段階①		1,000	1,310	3,123
	第5段階②		1,300	1,310	3,423
	第6段階		1,445	3,100	5,358
要介護2	第1段階	888	300	820	2,008
	第2段階		600	820	2,308
	第3段階①		1,000	1,310	3,198
	第3段階②		1,300	1,310	3,498
	第4段階		1,445	3,100	5,433
要介護3	第1段階	971	300	820	2,091
	第2段階		600	820	2,391
	第3段階①		1,000	1,310	3,281
	第3段階②		1,300	1,310	3,581
	第4段階		1,445	3,100	5,516
要介護4	第1段階	1,047	300	820	2,167
	第2段階		600	820	2,467
	第3段階①		1,000	1,310	3,357
	第3段階②		1,300	1,310	3,657
	第4段階		1,445	3,100	5,592
要介護5	第1段階	1,123	300	820	2,243
	第2段階		600	820	2,543
	第3段階①		1,000	1,310	3,433
	第3段階②		1,300	1,310	3,733
	第4段階		1,445	3,100	5,668

- ① 部分が1日あたりの利用料金（自己負担分）となります
- ② おむつ代、日常の洗濯代は利用料金に含まれています
- ③ 施設サービス費については【介護保険負担割合証】に定める割合の額となります
- ④ 食費及び滞在費については【介護保険負担限度額認定証】をお持ちの方は認定証に記載されている料金（第1段階～第3段階①または②）、それ以外の方は第4段階となります
- ⑤ 自宅と事業所間の送迎を施設が行った場合、片道につき184円がかかります（介護保険適用）

## その他の料金（介護保険給付外）

電気代：テレビ、電気毛布等、個人用の電化製品を持込使用した場合、1つにつき50円

## 2割負担

# 短期入所利用料金

利用料金表【1日あたり】

要介護度	負担段階	サービス費 (加算含)	食費	滞在費	利用料金 (自己負担分)
要支援1	第4段階	1,202	1,445	3,100	5,747
要支援2		1,480			6,025
要介護1		1,626			6,171
要介護2		1,776			6,321
要介護3		1,942			6,487
要介護4		2,094			6,639
要介護5		2,246			6,791

## 3割負担

利用料金表【1日あたり】

要介護度	負担段階	サービス費 (加算含)	食費	滞在費	利用料金 (自己負担分)
要支援1	第4段階	1,803	1,445	3,100	6,348
要支援2		2,220			6,765
要介護1		2,439			6,984
要介護2		2,664			7,209
要介護3		2,913			7,458
要介護4		3,141			7,686
要介護5		3,369			7,914

### 【介護保険負担限度額認定の対象者要件】

負担段階	所得の状況		対象者が65歳以上の方 預貯金等資産要件(夫婦の場合)	
第1段階	生活保護受給者 市町村民税非課税世帯である老齢福祉年金受給権者		1000万円(2000万円)以下	
第2段階	市町村民税 非課税世帯	合計所得金額 + 課税年金収入額 +	80万円以下	650万円(1650万円)以下
第3段階①		非課税年金収入額の合計額	80万超120万以下	550万円(1550万円)以下
第3段階②			120万超	500万円(1500万円)以下
第4段階	上記以外の方			

### 【介護保険の利用者負担が高額になった場合】

同じ月に利用したサービスの利用者負担（1割、2割、3割）の合計額（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が『高額介護サービス費』として後から支給されます

利用者負担の上限額（1ヶ月）

利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
◆ 課税所得690万円以上（年収約1160万円以上）	140,100円
◆ 課税所得380万円以上～690万円未満(年収約770万円以上～約1160万円未満)	9,300円
◆ 上記区分以外の市民税課税世帯	44,400円
◆ 市民税非課税世帯で下記の区分に属さない人	24,600円
◆ 市民税非課税世帯で合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人	15,000円
◆ 市民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者	(個人)
◆ 生活保護の受給者	15,000円 (個人)
◆ 利用者負担を1万5000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

制度についての詳しい内容・申請についてはお住いの市町村介護保険窓口へお問い合わせください